

## 岩倉市介護保険の要介護認定等に係る資料提供に関する 事務取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、被保険者の心身、環境、医療等の状況に応じた最適な居宅サービス計画、施設サービス計画又は介護予防サービス計画（以下「介護サービス計画」という。）の作成を図るため、岩倉市が持つ介護保険に関連する資料を本人、家族その他の関係者に提供する事務の取扱いを定めるものとする。

### (提供対象資料)

第2条 この制度により提供を行う資料は、次に掲げるとおりとする。ただし、第2号の資料の提供については、主治医の同意がある場合に限る。

(1)認定調査票（特記事項及び概況調査を含む。ただし、調査実施者が特定される部分を除く。）

(2)主治医意見書

### (提供対象者)

第3条 前条に規定する資料は、次の各号に掲げる者に対し、その者からの申請に基づいて提供する。ただし、第3号、第4号又は第5号の場合にあっては、当該居宅介護支援事業者、当該介護保険施設、当該地域包括支援センター又は委託されている居宅介護支援事業者の職員とする。

(1)前条の資料に係る被保険者（以下「本人」という。）

(2)本人の法定代理人、配偶者、直系血族及び3親等内の親族

(3)本人と居宅介護支援の提供に係る契約を締結し、又は締結を予定している居宅介護支援事業者

(4)本人と施設サービスの提供に係る契約を締結し、又は締結を予定している介護保険施設

(5)本人と介護予防支援の提供に係る契約を締結し、又は締結を予定している地域包括支援センター及びその地域包括支援センターから介護予防支援業務を委託されている居宅介護支援事業者

(申請の手続)

第4条 前条に規定する者(以下「申請者」という。)が申請を行うときは、要介護認定等の資料提供に係る申請書(別記様式。以下「申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 申請者が本人以外の場合は、申請書の本人同意欄に当該資料を市長が提供することに同意する旨の本人の署名を受けなければならない。

3 申請者は、第1項の申請を行う場合においては、自己が前条各号に規定する者であることを証する書類を提示しなければならない。

(資料の提供)

第5条 市長は、前条による申請を受けたときは、第3項に該当する場合又はその場で資料の提供ができない特段の事情がある場合を除き、速やかに申請に係る資料の写しを交付する。

2 前項により交付する写しの部数は、同一の申請者につき1部に限るものとする。

3 第1項の資料の提供は、当該資料に係る本人の要介護認定等について、岩倉市介護認定審査会の審査判定が終了するまでの間にあつては、これを行うことができない。

(費用負担)

第6条 前条による資料の交付に係る費用は、無料とする。

(提供を受けた者の遵守事項)

第7条 資料の提供を受けた者は、次の事項を遵守しなければならない。

(1)提供を受けた資料に係る本人の情報(以下「本人情報」という。)又は本人の親族の情報(以下「親族情報」という。)を本人の介護サービス計画の作成以外の目的に使用しないこと。

(2)本人情報を本人の文書による同意を得ることなく本人以外の者に知らせ若しくは提供し、又は親族情報を本人の親族の文書による同意を得ることなく当該親族以外の者に知らせ若しくは提供しないこと。

- (3) 第3条第3号、第4号又は第5号に該当する者は、職員又は職員であった者が、前2号の行為を行わないよう必要な措置を講ずること。
- (4) 提供を受けた資料を本人の同意を得ることなく、介護サービス計画の作成以外の目的で複写し、又は複製しないこと。
- (5) 提供を受けた資料を嚴重に管理し、紛失、又は破損しないよう適正な保管に努めるとともに、提供を受けた資料を紛失又は破損した場合は、直ちに本人に連絡し、その指示に従い善処すること。
- (6) 本人との介護予防支援、居宅介護支援又は施設サービスの提供に係る契約関係が終了した場合若しくはその他提供を受けた資料を所持する必要がなくなったときは、当該資料を責任を持って廃棄すること。
- (7) 本人又は市長から提供資料の提示又は提出若しくは返還を求められたときは、直ちにこれに応じること。

2 申請者は、第4条第2項の申請を行うに際しては、申請書により前項各号に規定する事項の遵守を約するものとする。

(遵守事項違反に対する措置)

第8条 市長は、資料の提供を受けた者が前条各号に規定する事項を遵守しなかった場合は、第5条第1項の規定にかかわらず、以後、資料の提供を行わないことができる。

2 市長は、前項の場合において指定居宅介護支援等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）第23条、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）第30条、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）第32条、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号）第30条又は、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）第22条の規定に違反するときは、介

護保険法（平成9年法律第123号）第84条第2項、第92条第2項、第103条第2項又は第114条第2項による措置をとることができる。

（雑則）

第9条この要綱に定めるもののほか、実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。